

江南市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（案）

江南市立学校給食センター設置条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 江南市立学校給食センター

位置 江南市小机町鴨ヶ池109番地

別表を削る。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

(参 考)

江南市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧										
<u>(名称及び位置)</u> <u>第2条 給食センターの名称及び位置は、</u> <u>次のとおりとする。</u> <u>名称</u> <u>江南市立学校給食センター</u> <u>位置</u> <u>江南市小杣町鴨ヶ池109番地</u>	<u>(名称及び位置)</u> <u>第2条 給食センターの名称及び位置は、</u> <u>別表に定めるところによる。</u> <u>別表(第2条関係)</u> <table> <tr> <th><u>名称</u></th><th><u>位置</u></th></tr> <tr> <td><u>江南市立南部学校</u></td><td><u>江南市木賀町大門59番</u></td></tr> <tr> <td><u>給食センター</u></td><td><u>地</u></td></tr> <tr> <td><u>江南市立北部学校</u></td><td><u>江南市高屋町清水32番</u></td></tr> <tr> <td><u>給食センター</u></td><td><u>地</u></td></tr> </table>	<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>江南市立南部学校</u>	<u>江南市木賀町大門59番</u>	<u>給食センター</u>	<u>地</u>	<u>江南市立北部学校</u>	<u>江南市高屋町清水32番</u>	<u>給食センター</u>	<u>地</u>
<u>名称</u>	<u>位置</u>										
<u>江南市立南部学校</u>	<u>江南市木賀町大門59番</u>										
<u>給食センター</u>	<u>地</u>										
<u>江南市立北部学校</u>	<u>江南市高屋町清水32番</u>										
<u>給食センター</u>	<u>地</u>										

○江南市立学校給食センター設置条例（案）

昭和47年3月31日

条例第2号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食センター（以下「給食センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 江南市立学校給食センター

位置 江南市小杣町鴨ヶ池109番地

（管理）

第3条 給食センターは、江南市教育委員会（以下「教育委員会」という）がこれを管理する。

（対象の範囲）

第4条 この学校給食は、江南市立小、中学校を対象とする。

（職員）

第5条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、給食センターの運営に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月30日条例第14号）

この条例は、昭和52年9月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月26日条例第29号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年12月25日条例第18号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月21日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の江南市立学校給食センター設置条例の規定は、昭和58年3月12日から適用する。

附 則（昭和62年12月23日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の江南市立学校給食センター設置条例の規定は、昭和62年11月26日から適用する。

附 則

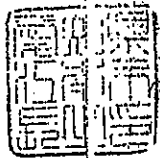
この条例は、令和7年8月1日から施行する。

市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカー売買契約の締結について

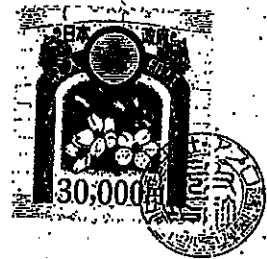
令和7年4月9日指名競争入札に付した市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカーの購入について、下記のとおり契約を締結する。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカーの購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 金98,560,000円 |
| 4 契約の相手方 | 清須市春日五反地18番地
アプロ通信株式会社 中部支社
支社長 長 尾 昭 人 |



売買仮契約書



- 1 品名及び規格、品質
(1) 品名 市民文化会館大・小ホール舞台音響スピーカー
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
(3) 数量 1式
- 2 契約金額 金98,560,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金8,960,000円
- 3 契約保証金 免除
- 4 納入期限 令和8年3月30日
- 5 納入場所 江南市民文化会館 江南市北野町川石25番地1

上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）とアプロ通信株式会社 中部支社（以下「受注者」という。）との間に別途条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年4月10日

発注者 江南市

市長 澤田 和 延



受注者

愛知県清須市津島町4番地
アプロ通信株式会社 中部支社
支社長 長 人

